

指定管理者の選定結果

○笠間市ゆかいふれあいセンターに係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市ゆかいふれあいセンター
 (2) 所在地 笠間市長兎路仁古田入会地1-171
 (3) 設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、健康と福祉の増進に寄与すること
 (4) 設置根拠 笠間市ゆかいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 ①開設年月日 平成6年4月24日
 ②敷地面積 28,058㎡
 ③建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建、一部鉄骨造
 ④建築面積 3,012.96㎡
 ⑤延床面積 2,590.67㎡
 ⑥建物概要 ホール棟（ホール・ラウンジ、更衣室、事務室）
 プール棟（温水プール、子供用プール、採暖室、2階ギャラリー）
 研修棟（研修室、大広間、浴場）
 ⑦屋外部分 グラウンド、パターゴルフ場、駐車場（94台）、駐輪場
 (6) 施設所管課 市民生活部 環境保全課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ①施設の利用許可に関する業務
 ②条例に定める、施設の許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
 ③施設及び設備の維持管理に関する業務
 ④施設の利用促進に関する業務
 ⑤スポーツの振興に必要な事業に関する業務
 ⑥前各号に掲げるもののほか、市が管理運営上必要と認める業務
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
 (2) 募集結果 応募団体 S I F 共同事業体
 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。

		適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	30
		利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	安定した経営基盤を有しているか。	20
		経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和2年10月26日（月）13時50分から15時35分まで
- ②場 所 笠間市地域交流センターともべ「トモア」 マルチホール
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設の概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、健康と福祉の増進に寄与することを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名のうち5名（ほかに同点1名）が、S I F 共同事業体を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【S I F 共同事業体】

選定基準12項目中11項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。」「指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

【特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会】

選定基準12項目中、「運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。」「利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。」等の6項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、S I F 共同事業体が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	S I F 共同事業体
主な選定理由	施設の設置目的を理解した事業計画であり、計画の実現性、類似施設の管理運営実績を評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市ゆかいふれあいセンター
指定管理者	S I F 共同事業体
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○笠間クラインガルテンに係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間クラインガルテン
 (2) 所在地 笠間市本戸4258
 (3) 設置目的 良質な農産物の生産や都市住民と地域住民の交流による地域振興を図ること
 (4) 設置根拠 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例
 (5) 敷地面積 38,650㎡
 (6) 施設概要 ①農園施設及びクラブハウス並びにそれらに付随する施設（宿泊施設付き市民農園、市民農園、クラブハウス等）
 ②農産物販売所
 ③そば処（貸テナント）
 (7) 施設所管課 産業経済部 農政課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ①宿泊施設付き市民農園50区画及び市民農園50区画に関する業務
 ②クラブハウスに関する業務
 ③多目的交流施設に関する業務
 ④農産物加工施設に関する業務
 ⑤炭焼き施設に関する業務
 ⑥笠間クラインガルテン周辺の農業体験施設及び農園等との連携に関する業務
 ⑦農産物販売所に関する業務
 ⑧そば処に関する業務
 ⑨その他、笠間クラインガルテンの管理運営に必要な業務
 (3) 管理経費 施設の管理運営経費については、営業利益や利用料収入等をもって充てるため、原則として市が支払う指定管理料はない。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
 (2) 募集結果 申請団体 一般財団法人笠間市農業公社

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。	30
	利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
	利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
	経費削減のための方策は適切か。	

④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など，効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
		安定した経営基盤を有しているか。	
		類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和2年10月26日(月) 15時35分から16時30分まで
- ②場 所 笠間市地域交流センターともべ「トモア」 マルチホール
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査，所管課による施設の概要説明，申請団体によるプレゼンテーション及び質疑，所管課による選考の説明及び質疑の後，選定基準に基づき，総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は，良品質な農産物の生産や都市住民と地域住民の交流による地域振興を図ることを目的としている。

審議に当たっては，施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき，委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，採点表により集計した。

その結果，採点に加わった8名全員が，一般財団法人笠間市農業公社を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般財団法人笠間市農業公社】

選定基準13項目中，「施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。」「安定した経営基盤を有しているか。」等の3項目について過半数の委員が優れている以上の評価した。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により，一般財団法人笠間市農業公社が，指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

笠間市の人口増加や経済活性化といった地域振興に着眼した事業を展開すること。

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般財団法人笠間市農業公社
主な選定理由	数年以内に公民連携による施設管理を検討していることや現在の指定管理者であり内容を熟知している当団体の役割が、施設の設置目的と一致し、グリーンツーリズムの推進が図れるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間クラインガルテン
指定管理者	一般財団法人笠間市農業公社
指定期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

○道の駅かさまに係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 道の駅かさま
 (2) 所在地 笠間市手越2番地1
 (3) 設置目的 農業をはじめとした地域産業や豊富な地域資源を活かした地域間交流の活性化と
 いった地域活力を向上すること
 (4) 設置根拠 道の駅かさまの設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 ①供用開始日 令和3年度(予定)
 ②構造 鉄骨造/平屋建
 ③整備面積 約35,000㎡
 ④施設構成 駐車場、トイレ、情報発信施設、直売所・物販施設、笠間のPR・
 販売施設、飲食施設、多目的広場、芝生広場、店舗、その他付
 随する施設
 (6) 施設所管課 産業経済部 道の駅整備推進課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 <指定管理者の候補者が行う業務>
 ①道の駅の設計・施工に関する業務
 ②管理運営計画に関する業務
 ③広報に関する業務
 ④その他開業準備に関する業務
 <指定管理者が行う業務>
 ①道の駅の維持及び管理に関する業務
 ②次に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
 ・道路利用者への休憩の場の提供に関する事業
 ・観光情報及び地域情報の発信に関する事業
 ・市民及び来訪者の交流の促進に関する事業
 ・地元特産品の展示及び販売並びに飲食物その他の物品の販売に関する事業
 ・その他道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業
 ③道の駅の利用許可等に関する業務
 ④その他市長が特に必要と認める業務
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指
 定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
 (2) 募集結果 申請団体 株式会社道の駅笠間

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果
 や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	30
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。

	適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	20
	利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20
	収支計画は妥当か。	
	経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	30
	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	
	安定した経営基盤を有しているか。	
	類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和2年10月30日（金）13時32分から14時40分まで
- ②場 所 笠間市地域交流センターともべ「トモア」 マルチホール
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名（委員名簿より近藤委員を除く）

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設の概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、農業をはじめとした地域産業や豊富な地域資源を活かした地域間交流の活性化といった地域活力の向上を目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、株式会社道の駅笠間を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【株式会社道の駅笠間】

選定基準13項目中6項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「安定

した経営基盤を有しているか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、株式会社道の駅笠間が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

- ①渋滞回避策として、利用者がスマートフォンで施設の混雑状況等を確認できるシステムの構築を検討されたい。
- ②笠間市と連携の上、利用者が渋滞箇所を迂回して市内のレストランや観光施設の予約を容易に行えるシステムの導入を検討されたい。

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社道の駅笠間
主な選定理由	笠間市を含む出資者が設立した第3セクターであり、指定管理料に依存しない安定した収支計画が見込まれ、かつ、地元企業や団体等との連携による民間の効率的な経営方法を取り入れた事業効率向上が期待できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	道の駅かさま
指定管理者	株式会社道の駅笠間
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○北山公園に係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 北山公園
 (2) 所在地 笠間市平町北山
 (3) 設置目的 市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動が行えること
 (4) 設置根拠 北山公園の設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 ①北山公園（総面積48.98ha）
 ②管理棟及び休憩施設（事務室、展示室、売店、トイレ等）
 ③オートキャンプ場（キャンプサイト7区画、炊事場1棟）
 ④バーベキュー場（屋根付炉9棟、トイレ等）
 ⑤展望塔（高さ23m）
 ⑥ローラー滑り台（161m）
 ⑦その他付随する施設（水車小屋、東屋等）
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ①公園及び各施設の維持管理に関すること
 ②利用促進に関すること
 ③観光レクリエーション及びスポーツ活動、健康の維持増進に関すること
 ④「ホテルの里」の管理業務に関すること
 ⑤上記業務に付随すること
 ⑥その他、市及び指定管理者が管理運営上必要と認めること
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
 (2) 募集結果 応募団体 特定非営利活動法人ビオトープ天神の里を作る会
 笠間市造園建設業協同組合

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	20
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	30
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		観光施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報情報を管理できるか。	100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和2年10月30日(金) 14時40分から16時20分まで
- ②場 所 笠間市地域交流センターともべ「トモア」 マルチホール
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設の概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動が行えることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名のうち6名（ほかに同点1名）が、笠間市造園建設業協同組合を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【特定非営利活動法人ビオトープ天神の里を作る会】

選定基準12項目中、「利用者の平等利用が確保されているか。」「利用者本位のサービスが提供されているか。」等の3項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

【笠間市造園建設業協同組合】

選定基準12項目中、「利用者の平等利用が確保されているか。」「利用者本位のサービスが提供されているか。」等の10項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、笠間市造園建設業協同組合が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	笠間市造園建設業協同組合
主な選定理由	施設の管理運営に係る経費の縮減が図られ、計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て，指定管理者に指定した。

施設名称	北山公園
指定管理者	笠間市造園建設業協同組合
指定期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H31.4.1～R3.3.31)

	委員名	所属・職名	備考
1	おおつき まさあき 大月 政明	笠間エス・シー協同組合 理事長	
2	さいた ようすけ 斎田 陽介	(株) つくば研究支援センター 代表取締役社長	
3	すずき くにし 鈴木 くに子	(株) いばらき不動産 専務取締役	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	HUGME-DESIGN 代表	
5	やすかわ けんたろう 安川 賢太郎	キャノン化成(株) 岩間事業所 岩間総務課 課長	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	なかむら きみひこ 中村 公彦	笠間市市長公室長	
3	いしい かつよし 石井 克佳	笠間市総務部長	
4	おだの きょうこ 小田野 恭子	笠間市教育委員会教育部長	

○笠間芸術の森公園スケートパークに係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間芸術の森公園スケートパーク
- (2) 所在地 笠間市笠間
- (3) 設置目的 笠間芸術の森公園において、若者の集客力が弱いことや「あそびの杜」第Ⅰ期エリアが手狭になっている状況に鑑み、新たな若年層を集客すること
- (4) 設置根拠 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (5) 敷地面積 約2.4ha（予定）
- (6) 施設概要
- ①スケート広場 約4,500㎡
 - ア 屋外スケート施設
 - イ 屋内スケート施設
 - ウ 管理棟
 - ②多目的広場 約2,400㎡
 - ③休憩広場 約10,100㎡
 - ア 芝生
 - イ 園路
 - ④その他 約7,000㎡
 - ア 搬入路
 - イ 緊急（搬入）路
 - ウ 駐車場
- (7) 施設所管課 都市建設部 都市計画課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
- ①施設の運営管理に関する業務
 - ア 施設の利用許可に関する業務
 - イ 利用者サービスの提供に関する業務
 - ウ 広報・宣伝に関する業務
 - エ 保安・リスク対応に関する業務
 - オ その他市が必要と認める業務
 - ②施設の維持管理に関する業務
 - ア 施設及び設備に関する業務
 - イ 備品に関する業務
 - ウ 環境維持管理に関する業務
 - エ その他市が必要と認める業務
 - ③利用促進に関する業務
 - ア 国際規模の大会やイベントの開催に関する業務
 - イ 体験会・スクールの開催に関する業務
 - ウ その他自主提案による業務
 - ④その他の業務
 - ア 事業計画書の提出
 - イ 業務報告書・事業報告書の提出
 - ウ 利用者アンケートの実施
 - エ モニタリングへの対応
 - オ 関係機関との連絡調整
 - カ 地域等との連携に関する業務
 - キ 災害対策等に関する業務
 - ク 指定期間終了による引継業務
- (3) 管理経費 施設の管理運営経費については、営業利益や利用料収入等をもって充てるため、原則として市が支払う指定管理料はない。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
 (2) 募集結果 申請団体 株式会社ムラサキスポーツ

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。	20
	質の高いサービスの提供に向けた取り組みに創意工夫が見られるか。公園管理に活かせる独自のアイデアを有しているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。	30
	具体的かつ現実的であり、利用者の増加に結び付く自主事業計画となっているか。	
	地域住民や周辺施設を含む関係者との連携に対する意欲が見られるか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	経費削減のための方策は適切か。	10
	収支計画は妥当か。	
④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	安定した経営基盤を有しているか。	40
	類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な適切な人員配置、組織体制を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
	地元スケーターの育成を図ることができる体制を確保しているか。	
	国際的、全国的な大会・イベントの運営能力を有しているか。	
		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

①日 時 平成31年3月25日(月) 14時00分から15時15分まで

- ②場 所 笠間市役所 議会/行政棟 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 6名

イ 審議経過

申請書類審査，所管課による施設の概要説明，申請団体によるプレゼンテーション及び質疑，所管課による選考の説明及び質疑の後，選定基準に基づき，総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は，笠間芸術の森公園において，若者の集客力が弱いことや「あそびの杜」第Ⅰ期エリアが手狭になっている状況に鑑み，新たな若年層を集客することを目的としている。

審議に当たっては，施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき，委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，採点表により集計した。

その結果，採点に加わった6名全員が，株式会社ムラサキスポーツを指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【株式会社ムラサキスポーツ】

選定基準14項目中8項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており，「質の高いサービスの提供に向けた取り組みに創意工夫が見られるか。」「安定した経営基盤を有しているか。」「類似施設における知識又は管理実績を有しているか。」「国際的，全国的な大会・イベントの運営能力を有しているか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により，株式会社ムラサキスポーツが，指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社ムラサキスポーツ
主な選定理由	笠間芸術の森公園全体及び新施設の設置目的を的確に理解しており，将来の展望が期待できる。また，類似施設の管理運営実績を有し，大規模な大会やイベントの運営能力を有しているため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て，指定管理者に指定した。

施設名称	笠間芸術の森公園スケートパーク
指定管理者	株式会社ムラサキスポーツ
指定期間	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H29.4.1～H31.3.31)

	委員名	所属・職名	備考
1	おおつき まさあき 大月 政明	民間委員	
2	はたおか ひろしげ 畑岡 宏茂	民間委員	
3	たぐち ひろこ 田口 ひろ子	民間委員	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	民間委員	
5	かねかわ のりあき 金川 典明	民間委員	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市市長公室長	
3	なかむら きみひこ 中村 公彦	笠間市総務部長	
4	おだの きょうこ 小田野 恭子	笠間市教育委員会教育次長	